

徳島県告示第五百十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和四年八月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
徳島県 第七号	生石灰	最優生石灰	アルカリ分 九五・〇	該当なし	櫻野石灰工業株式会社 板野郡北島町中村字前須一九番地一	令和十年七月二十一日
徳島県 第一〇号	消石灰	特撰消石灰	アルカリ分 六五・〇	同	同	同
徳島県 第四一三号	魚かす粉末	東榮魚粉 一号	窒素全量 八・〇 りん酸全量 六・〇	同	株式会社東肥糧製造所 勝浦郡勝浦町大字沼江字兀山二番地の二	令和十年八月二十六日